

〔資料編〕



## 資料目次

資料 1-①	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）〈抜粋〉	81
資料 1-②	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	81
資料 1-③	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉	84
資料 1-④	共同学校事務室及び事務職員の職務規定の見直しに関する法令	84
資料 1-⑤	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉	85
資料 1-⑥	「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日 30 文科初第 1497 号）〈抜粋〉	92
資料 2-①	学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成 27 年 7 月 27 日文部科学省）〈抜粋〉	94
資料 2-②	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会）〈抜粋〉	94
資料 2-③	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉	95
資料 2-④	教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）〈抜粋〉	96
資料 2-⑤	教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）〈抜粋〉	97
資料 3-1-①	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	98
資料 3-1-②	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	98
資料 3-1-③	「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日初等中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正）〈抜粋〉	100
資料 3-1-④	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	101
資料 3-1-⑤	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日初等中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正）〈抜粋〉	102
資料 3-1-⑥	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉	102
資料 3-1-⑦	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	104
資料 3-1-⑧	児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉	106
資料 3-1-⑨	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定）〈抜粋〉	107
資料 3-1-⑩	ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）〈抜粋〉	109
資料 3-1-⑪	SC 及び SSW に係る国の配置目標、配置実績及び相談実績（平成 29 年度末時点）	110
資料 3-1-⑫	「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱」（平成 25 年 3 月 25 日文部科学大臣決定、30 年 4 月 9 日一部改正）〈抜粋〉	111

資料 3-(1)-⑬ 「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日初等 中等教育局長決定、30 年 4 月 9 日一部改正) <抜粋> .....	112
資料 3-(2)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会) <抜粋> .....	113
資料 3-(2)-② 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) <抜粋> .....	114
資料 3-(2)-③ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部 科学省初等中等教育局長通知) <抜粋> .....	115
資料 3-(2)-④ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成 30 年 3 月スポ ーツ庁) <抜粋> .....	116
資料 3-(2)-⑤ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活 動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)(平成 30 年 3 月 19 日 付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長及び文 化庁次長通知) <抜粋> .....	117
資料 3-(2)-⑥ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成 30 年 12 月文化 庁) .....	117
資料 3-(2)-⑦ 部活動指導員の配置促進事業に係る文部科学省令和元年度予算(案) .....	119
資料 3-(2)-⑧ 教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付 要綱(平成 25 年 3 月 25 日文部科学大臣決定) <抜粋> .....	119
資料 3-(4)-① 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育 諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法 律等の施行について(通知)(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号 文部科学事務次官通知) <抜粋> .....	121
資料 3-(4)-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため の学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」 (平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会) <抜粋> .....	122
資料 3-(4)-③ 平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結 果<抜粋> .....	123

資料 1-① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）〈抜粋〉

- 第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4～13 (略)
- 14 事務職員は、事務をつかさどる。
- 15～19 (略)
- 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3～6 (略)
- 第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 2 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3・4 (略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第三十七条第一項から第三項まで及び同条第十四項は、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に準用。また、第三十七条第四項から第十七項まで及び同条第十九項は、高等学校及び中等教育学校に準用。

資料 1-② 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

我が国の教員は、学習指導や生徒指導等、幅広い職務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導を行っている。このような取組は高く評価されてきており、国際的に見ても高い成果を上げている。

しかし、子供たちが今後、変化の激しい社会の中で生きていくためには、時代の変化に対応して、子供たちに様々な力を身に付けさせることが求められており、これからもたゆまぬ教育水準の向上が必要である。そのためには、教育課程の改善のみならず、それを実現する学校の体制整備が不可欠である。

(略) その一方で、社会や経済の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えている。

また、我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担うことを求められているが、これには子供に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面がある。国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担い、労働時間も長いという結果が出ている。

以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むの

ではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）\*や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子供たちの教育活動を充実していくことが期待できる。

\* 本答申では、子供たちへの指導を充実するために、専門的な能力や経験等を生かして、教員と連携・分担し、教員とともに教育活動に当たる人材のことを「専門スタッフ」という。専門スタッフは「チームとしての学校」の一員として、学校全体や子供たちの状況に関心を持ち、教員の職務を理解して、必要に応じて柔軟に業務を担うことができる者を想定している。

## 2. 「チームとしての学校」の在り方

これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切である。

そのため、現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携・分担することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行うことが必要である。また、「チームとしての学校」が成果を上げるためには、必要な教職員の配置と、学校や教職員のマネジメント、組織文化等の改革に一体的に取り組まなければならない。

### 「チームとしての学校」像

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

(略)

### ② 学校のマネジメント機能の強化

教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、管理職の処遇の改善など、管理職に優れた人材を確保するための取組を国、教育委員会が一体となって推進するとともに、学校のマネジメントの在り方等について検討を行い、校長がリーダーシップを発揮できるような体制の整備や、学校内の分掌や委員会等の活動を調整して、学校の教育目標の下に学校全体を動かしていく機能の強化等を進める。

また、主幹教諭の配置を促進し、その活用を進めるとともに、事務職員の資質・能力の向上や事務体制の整備等の方策を講じることにより、学校の事務機能を強化することが必要である。 (略)

## 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

## ②教員以外の専門スタッフの参画

### i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

- ア スクールカウンセラー
- イ スクールソーシャルワーカー

### ii) 授業等において教員を支援する専門スタッフ

- ア ICT支援員
- イ 学校司書
- ウ 英語指導を行う外部人材と外国語指導助手（ALT）等
- エ 補習など、学校における教育活動を充実させるためのサポートスタッフ

### iii) 部活動に関する専門スタッフ

- ア 部活動指導員（仮称）

### iv) 特別支援教育に関する専門スタッフ

- ア 医療的ケアを行う看護師等
- イ 特別支援教育支援員
- ウ 言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家
- エ 就職支援コーディネーター

## (2) 学校のマネジメント機能の強化

### ①・② (略)

### ③ 事務体制の強化

- ア 事務体制の一層の充実  
(職務内容の現状)

事務職員の職務について、学校教育法は「事務に従事する」（学校教育法第37条第14項等）と規定しているのみであるが、おおむね、事務職員が従事している職務は、

- ・ 予算、決算等の会計管理
- ・ 施設・設備及び教材・物品の管理
- ・ 給与・旅費の管理、支給事務
- ・ 就学援助に係る事務
- ・ 学校徴収金の計画・執行管理
- ・ 文書の收受・発送
- ・ 諸手当の認定
- ・ 福利厚生に関する事務

など、総務・財務等に関する事務全般である。

(職務内容に関する課題等)

事務職員は、学校運営事務に関する専門性を有している、ほぼ唯一の職員である。教育委員会によっては、学校組織マネジメントを効率的・効果的に行うための学校経営職員として位置づけ、総務・財務等に関する事務以外の職務（地域連携や学校評価、危機管理等）にも事務職員が積極的に携わっている例も見られる。今後、事務職員には、その専門性等も生かしつつ、より広い視点に立って、副校長・教頭とともに校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員として役割を果たすことが期待される。

(略)

イ～エ (略)

(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

#### 資料 1-③ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 第六十五条の二及び第六十五条の三は、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用。また、第七十八条の二は、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部・高等部に準用。

#### 資料 1-④ 共同学校事務室及び事務職員の職務規定の見直しに関する法令

##### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〈抜粋〉

第四十七条の四 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることことができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

##### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）〈抜粋〉

（法第四十七条の四第一項の政令で定める事務）

第七条の二 法第四十七条の四第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

二 対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の



状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

(注) 下線は、当省が付した。

資料 1-⑤ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日 中央教育審議会）〈抜粋〉

第1章 学校における働き方改革の目的

1. 我が国の学校教育と学校における働き方改革

(略)

- このように我が国の学校教育は大きな蓄積と高い成果を上げているが、いま持続可能かどうかの岐路に立っている。これを持続可能なものとし、新しい学習指導要領を円滑に実施していくためには、二つの課題を乗り越える必要がある。

(略)

- 第二に、子供を取り巻く変化への対応のために「チームとしての学校」の機能強化を図ることである。社会のグローバル化や都市化・過疎化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等のつながりの希薄化や地域住民の支え合いによるセーフティネット機能の低下などが生じている。また、情報技術の発展により、各種の情報機器が子供たちの間でも広く使われるようになり、人間関係の在り様に変化してきている。さらに、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しいということも明らかになり、学校は、「子供の貧困対策のプラットフォーム」として位置付けられ、対応が求められている。このような中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといったスタッフを含めた「チームとしての学校」の機能強化を図ることが求められており、このことは学校における働き方改革にとっても重要となっている。

2. 学校における働き方改革の目的

- 具体的には、教師の長時間勤務の要因についての分析結果を踏まえ、今回の働き方改革の目的のもと、膨大になってしまった学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備することが必要である。

このように学校における働き方改革は、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにすることを通じて、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、より短い勤務でこれまで我が国の義務教育があげてきた高い成果を維持・向上することを目的とするものである。(略)

3. (略)

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

1. (略)

2. 検討の視点と基本的な方向性

(略)

- 教師の長時間勤務の是正は待ったなしの状況であり、文部科学省や地方公共団体において、制度的な障壁の除去や学校環境の整備、慣行的に進められてきた取組の見直しの促進等、学

校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校における働き方改革を強力に推進する必要がある。

こうした点を踏まえ、中央教育審議会においては、以下のような視点から検討を行った。

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
  - ② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
  - ③ 学校の組織運営体制の在り方
  - ④ 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
  - ⑤ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 以下、これら5つの施策について述べるが、学校における働き方改革はこれらの施策が一体となって推進されることによって実現するものであり、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、設置者、校長などの管理職、一人一人の教師が、それぞれの立場で、それぞれができることに積極的に取り組むことが必要である。(略)

#### 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

##### 1. 基本的考え方

- 学校が担うべき業務を大きく分類すると、以下のように考えられる。
- i) 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導
  - ii) 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導
  - iii) 保護者・地域等と連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務
- 教師は、こうした業務に加え、その関連業務についても、範囲が曖昧なまま行っている実態がある。一方、教師以外が担った方が児童生徒に対してより効果的な教育活動を展開できる業務や、教師が業務の主たる担い手であっても、その一部を教師以外が担うことが可能な業務は少なからず存在している。
- 我が国の学校・教師が担う業務の範囲は、諸外国と比べて多岐にわたり、これらの中には、法令で明確に位置付けられた業務もあれば、半ば慣習的に行われてきた業務もある。
- このため、これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえつつ、
- ・ これは、本来は誰が担うべき業務であるか
  - ・ それぞれの業務について、負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか
- の2点から、必要な環境整備を行いつつ、中心となって担うべき主体を学校・教師以外に積極的に移行していくという視点に立って、個別具体的に検討を進めた。(略)

##### 2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

###### (1) 文部科学省が取り組むべき方策

(略)

- ・ 学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル (学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化) を周知。

###### (2)・(3) (略)

##### 3. これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

(略)

○ 各業務に関する整理については、それを具体化するために文部科学省に求める取組と合わせて別紙2のとおりまとめた。こうした各業務の役割分担を進める上で共通して、文部科学省は、自ら学校現場に課している業務負担を見直すとともに、

・「基本的には学校以外が担うべき業務」と整理した業務については基本的な責任は家庭や地方公共団体等にあることや、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」や「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」と整理した業務であっても、過去の裁判例等を見ても法的にその全ての責任を学校・教師が負うというわけではなく、保護者や地域から学校への過剰要求は認められないことについて、関係省庁をはじめとした国の各機関に対して、またPTA等の団体と連携して保護者に対して、あるいは政府広報等を活用して社会全体に対して明確にメッセージを出すこと

・(略)

を行う。これにより、文部科学省が社会と学校の連携の起点・つなぎ役として、前面に立って学校に課されている過度な負担を軽減することに尽力する。

○ 他方で、これまで学校・教師が慣習的に行ってきた業務の多くは、他にはっきりとした担い手が存在しないために実態として学校・教師が担うことになってきたものであり、各学校現場において学校・教師が今後は対応しないと決断をしたとしても、他の担い手が存在しない状況を放置してしまえば、結局は学校・教師の業務として再び付加されることになりかねない。

したがって、学校における働き方改革の実現のための要諦は、これまで学校・教師が果たしてきた役割も十分踏まえつつ、教師以外の専門職員、スタッフ、地域人材、あるいは、学校外にその役割を委ねる場合も、その責任の所在を明確にし、その受皿を学校内及び地域社会で着実に整備することである。

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○ 学校における働き方改革を進めると同時に、学校規模や学校を取り巻く地域の特性等も考慮しながら、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受皿を整備し、そこでこれまでの学校が担ってきた機能を十分果たすことができるよう特に留意すべきである。このため、文部科学省には、ただ役割分担を呼びかけるだけでなく、支援が必要な児童生徒・家庭への対応を分担するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置支援や、部活動の実技指導等を行う部活動指導員の配置支援、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援、登下校の対応や休み時間の対応等に地域ボランティアの参画を促す地域学校協働活動の取組の支援等を行いつつ、各教育委員会や学校の取組状況を調査・公表することにより、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められる。(略)

4. ～6. (略)

第5章 学校の組織運営体制の在り方

1. 基本的考え方

(略)

○ 一方で、教員勤務実態調査において、副校長・教頭が最も勤務時間が長い職となっているなど、管理職の負担の現状も踏まえると、現在の組織体制のままでは学校組織マネジメントを十分に発揮できる状況ではない。このため、最も勤務時間が長い職となっている副校長・教頭の負担を軽減することも含め、学校全体において働き方改革を進めていくための以下の観点を踏まえ学校組織を構築する必要がある。

①・② (略)

③ 副校長・教頭は、その勤務において、総務・財務等に係る知識・見識が必要となる業務も含め学校事務に関する業務に多くの時間を費やしていることから、その負担を軽減するためにも、総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等と役割分担を図る必要がある。このため、事務職員の質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や庶務事務システムの導入を含め教育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要がある。(略)

## 2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

(略)

○ 学校における働き方改革の推進に当たっては、事務職員の校務運営への参画を一層拡大することが必要である。事務職員は、その学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、学校運営について副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されている。文部科学省や教育委員会は、権限と責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置の充実を図るとともに、庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを推進し、事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を更に進めるべきである。文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。(略)

## 第6章 (略)

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

(略)

### 1. 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

○ 新しい学習指導要領において、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究等が求められており、そのための時間を確保することが必要である。また、英語教育の早期化・教科化に伴い、小学校中学年・高学年の標準授業時数が年間35単位時間増加することとなっており、これが教師の持ち時間数の増やその他の教育活動に影響を及ぼすことにつながらないようにする必要がある。

(略)

○ 同時に、教師や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な知識や技能を集約して活用し、地域とも連携しながらチームとして連携協働して学校運営を推進していくことが、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的効率的な改善を進め、学校における働き方改革を進めていくために求められている。

そのため、「第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」で掲げた取組をはじめ、これまで述べてきた取組を強力に推進するためにも、教職員定数をはじめとして、以下のような学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実が不可欠である。

(略)

- ・授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフの配置促進

(略)

(略)

2.・3. (略)

第8章 (略)

別紙2 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

- これまで学校・教師が担ってきた業務のうち、教師の業務量や地方公共団体での取組、諸外国における教職員の分業体制等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について、以下のとおり整理した。

**【基本的には学校以外が担うべき業務】**

① (略)

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

(略) 地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものである。また、児童生徒の補導時の対応等については、児童生徒の家庭の事情等により、やむを得ず教師が対応しているケースもあるが、第一義的には保護者が担うべきである。したがって、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応は、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

これを踏まえ、放課後から夜間などにおける見回りについては、地域や学校の実情に応じて、教育委員会が実施する必要性を含め精査した上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等学校・教師以外の主体に積極的に移行していくべきである。

③ 学校徴収金の徴収・管理

(略) 先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。(略)

④ 地域ボランティアとの連絡調整

(略) 地域ボランティアとの連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うべきであり、基本的には学校・教師の本来の業務ではなく「学校以外が担うべき業務」である。

特に、これまで学校・教師が担ってきた業務の役割分担を進めるに当たっては、地域ボランティアをはじめとした多様な人材の活躍が重要であるが、こうした多様な人材確保のための連絡調整に学校の時間がとられてむしろ学校の負担が増大するとの指摘もある。こうした点からも、地域ボランティアとの連絡調整は地域学校協働活動推進員等が中心となって行うこととし、学校の最大のリソースの一つである時間を確保していくことが重要である。

なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うこと

が考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。(略)

**【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】**

⑤ 調査・統計等への回答等

(略) 精査を十分に進めた上で、必要な調査・統計等への回答は学校が担わざるを得ないが、教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答し、「教師以外の者が担うべき業務」とすべきである。(略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 部活動

中学校及び高等学校段階での部活動は、現行の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うように示されている。

部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなるが、平成 29 年度から部活動指導員が制度化されたところであり、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。

ただし、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている。

部活動については、児童生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするためにも活動時間を抑制するとともに、顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である。(略)

教師が授業や授業準備等の教師でなければ担うことのできない業務に注力するためにも、地方公共団体や教育委員会において、公認スポーツ指導者資格制度を設けている公益財団法人日本スポーツ協会や地域の体育・スポーツ協会等と協力して、質の高い部活動指導員の任用・配置を進めるとともに、地域における指導者の質の担保を行うなど、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

**【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】**

⑨ (略)

⑩ 授業準備

教師の本務は、「授業」であり、質の高い授業を行うためには、教材研究や教材作成等の授業準備は必要不可欠である。(略) 授業準備の中核である教材研究や指導案の作成等は教師が担うべき業務であるが、例えば、教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や、理科

の授業における実験や観察等の準備・片付け等の支援は、教師との連携の上で、スクール・サポート・スタッフや理科の観察実験補助員が担うようにしていくべきである。

⑪ (略)

⑫ 学校行事等の準備・運営

学校行事等については、学校行事の企画・運営、児童生徒への指導等は教師が担うべき業務であるが、必要な物品の準備、職場体験活動受入れ企業への日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員や民間委託等外部人材等が担うべきである。(略)

⑬ 進路指導

中学校及び高等学校の学習指導要領においては「学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行」うと記載されているが、特に高等学校については、就職先が多岐にわたり、企業等の就職先の情報を踏まえた指導について、教師が必ずしもその専門性を有しているとは言えない。このため、事務職員や民間企業経験者、キャリアカウンセラーなどの外部人材等が担当の方が効果的と考えられる場合には、進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等が担うべきである。(略)

⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

国民には、教育を受ける権利が憲法上保障されており、学校は、支援が必要な児童生徒が学校で学ぶために必要な取組を行うべきである。また、学校は、学校教育と家庭教育の連携という点から、児童生徒の家庭に対しても必要な情報提供等の様々な対応を行うべきである。このような業務は、学校において、最も児童生徒に接している時間が長く、状況を詳細に把握している教師が基本的に担うべきと考えられる業務である。

しかしながら、児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる。また、通級による指導を受けている児童生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒も増えている。

(略) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導に係る支援員等の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべきである。

専門的な外部人材等の配置に当たっては、教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門的な外部人材等に任せるか明確にすることが必要である。

また、支援が必要な児童生徒や保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ、専門スタッフとの役割分担の明確化に当たっては、養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても併せて取り組む必要がある。(略)

なお、義務標準法第9条第4号では、就学援助に係る事務の作業量を考慮した学校の事務職員の定数加算について規定されており、学校の事務職員がスクールソーシャルワーカーに期待される福祉機関との連携等の業務を担うことも想定されるところである。そのような業務が常時存在する学校において、義務標準法第9条第4号に基づき配置される事務職員と合

わせて、事務職員が2名以上いる場合は、そのうちの1名にスクールソーシャルワーカーに  
進じた業務を担わせることも考えられるところである。(略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料1-⑥ 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月  
18日30文科初第1497号) <抜粋>

学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)

(略) 本年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・  
運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(以  
下「答申」という。)が取りまとめられました。

(略)

また、答申においては、学校における働き方改革を進めるために、文部科学省、都道府県・  
指定都市教育委員会、市町村教育委員会、学校の設置者、校長などの管理職、一人一人の教  
職員が、自らの権限と責任に基づきそれぞれの立場で取り組むべきことが指摘されています。  
これを踏まえ、文部科学省として、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と  
考えられる方策について、下記のとおり整理しました。

各教育委員会におかれては、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組につい  
ては、(略) 今後の対応に当たっては、下記の事項に留意の上、学校や地域、教職員や児童生  
徒等の実情に応じて、順次適切に取組を進められるようお願いいたします。その際には、幼稚園、  
高等学校、特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、学校種による業務の性質の違い  
についても十分に考慮の上、必要な取組の徹底をお願いします。

各地方公共団体の長におかれては、各教育委員会が進める取組について、積極的な御支援  
をお願いします。

このほか、学校における働き方改革の取組を進めるに当たっては、答申を参考とされるよ  
うお願いいたします。

(略)

1. (略)

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

①～③ (略)

④ 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソー  
シャルワーカー、特別支援教育を支援する外部専門家等の専門スタッフや、部活動指導員、  
スクール・サポート・スタッフやその他の外部人材について、役割分担を明確にした上で参  
画を進め、専門スタッフ等が学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることがで  
きるような研修等を実施するとともに、人員が確保できるよう所管の学校に対して必要な支  
援を行うよう努めること。

⑤～⑪ (略)

(3)～(5) (略)



3.・4. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 2-① 学校現場における業務改善のためのガイドライン（平成 27 年 7 月 27 日 文部科学省）〈抜粋〉

1. (略)

2. 業務改善の基本的な考え方と改善の方向性

(1) (略)

(2) 教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくり

**改善の方向性**

■ 事務機能の強化

○ 事務職員が、これまで担当してきた総務・財務事務に加え、学校評価や危機管理、ICT管理、人事管理、組織管理、渉外等の学校運営に係る役割を積極的に担えるよう、教育委員会は職務内容の明確化を図る必要がある。具体的には、教育委員会による学校事務職員の標準的職務に関する通知の発出等により、学校の教員と事務職員が果たすべき役割・標準職務の明確化を促進し、事務職員が積極的に学校運営に関わっていくことを促すことで、校内体制の充実を図ることが重要である。

○ また、業務改善に貢献できるよう、事務職員の人事・組織づくり・研修の工夫改善も必要である。具体的には、事務職員が事務能力のみならず教育活動への理解や学校運営に参画する意欲の向上を図ることができるような研修の実施や、拠点校に事務の共同実施組織を置き、各学校の事務職員が定期的に集まって共同処理を行うなどの事務の共同実施、そのような共同実施組織への事務長の配置などにより、事務処理体制の一層の充実が期待される。一方、これまでの研修の精選等による出張の縮減という観点も重要となってくる。

■ 学校の校務運営体制の改善・充実（専門スタッフ等による支援の充実）

○ 教員と事務職員の役割分担を明確にするほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT支援員、特別支援教育支援員、学校部活動における指導員など、学校が抱えている課題に対応した専門性を有する人材の積極的な参画により、チームとしての学校運営を実践していくことが求められる。(略)

(3)～(5) (略)

3.・4. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 2-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会）〈抜粋〉

1. (略)

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

(1) (略)

(2) 検討の視点

① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

学校における働き方改革とは、単に教師の帰宅時間を早めれば実現するものではない。すなわち、学校及び教師の業務の総量を減らさずして、在校時間の短縮を図ろうとしても、家に持ち帰る仕事が増えることにつながり、根本的な解決にはならない。

限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研さん等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を、関係法令や通知等を勘案しながら改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要である。

②～④ (略)

### 3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

#### (2) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

① (略)

#### ② 教育委員会等が取り組むべき方策

○ 学校の業務改善については、教育委員会等は学校現場とともに取り組む姿勢を示すためにも、所管する学校に対する、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要である。方針・計画の策定に当たっては調査・依頼事項を含めた業務量の削減に関する数値目標（K P I）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、業務改善の取組を促進し、フォローアップすることで、業務改善のP D C Aサイクルを構築すべきである。また、各学校でデータ・資料の取扱いや様式をはじめとした業務実施に当たる統一的な方針を示すことも重要である。

○ 教育の質を向上させるためにも、教師だけでなく、「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見をもち、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にすべきである。あわせて、専門スタッフが学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修を実施するとともに、人員が確保できるような学校に対して必要な支援を行うべきである。

③ (略)

(3)・(4) (略)

4. ～6. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

## 資料 2-③ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会）〈抜粋〉

### 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

1. (略)

#### 2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) (略)

#### (2) 教育委員会等が取り組むべき方策

・ 服務監督権者である教育委員会等においては、各学校や地域で業務が発生した場合には、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、その業務が①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも

教師が担う必要のない業務、③教師の業務のいずれであるかを仕分け、①については他の主体に対応を要請し、②については教師以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校・教師に課されている過度な負担を軽減。

(注) 下線は、当省が付した。

#### 資料 2-④ 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）＜ 抜粋＞

(1) 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会数

○ 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、都道府県43 (91.5%)、政令市17 (85.0%)、市区町村358 (20.8%) となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある。

(2) 事務職員の校務運営への参画の推進について（複数回答可）

○ 「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教育委員会は、都道府県18 (38.3%)、政令市14 (70.0%)、市区町村1,096 (63.8%) となっている。

○ 「庶務事務システムを導入している」と回答した教育委員会について、都道府県や政令市はともに6割程度、市区町村は2割程度となっている。

○ 「標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。」と回答した教育委員会は、都道府県15 (31.9%)、政令市11 (55.0%)、市区町村312 (18.2%) となっており、今後国が示す事務職員の標準職務例も踏まえて取組を促進する必要がある。

(3) (略)

(4) 部活動に係る負担軽減の取組について（複数回答可）

○ 「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45 (95.7%)・政令市18 (90.0%)・市区町村1,026 (59.7%) となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。

○ 「部活動の適切な活動時間や休養日について、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）』に則った基準を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県27 (57.4%)、政令市14 (70.0%)、市区町村は865 (50.3%) となっている。

(5) 授業準備に係る負担軽減の取組について（複数回答可）

○ 「サポートスタッフの参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県18 (38.3%)、政令市18 (90.0%)、市区町村564 (32.8%) と政令市の取組が特に多い状況となっている。

(注) 「平成 30 年度 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果【概要】」に基づき、当省が作成した。

資料 2-⑤ 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成 30 年度版）＜  
抜粋＞

問 1(1)C：専門スタッフ（専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。以下、同じ。）との役割分担の明確化及び支援（複数回答可）

	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,719)
①「チームとしての学校」として、 <u>教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確</u> にしている。	39 (83.0%)	17 (85.0%)	893 (51.9%)
②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	41 (87.2%)	19 (95.0%)	487 (28.3%)
③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	38 (80.9%)	14 (70.0%)	993 (57.8%)
④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	35 (74.5%)	18 (90.0%)	601 (35.0%)
⑤その他	3 (6.4%)	1 (5.0%)	32 (1.9%)
⑥特に取り組んでいない。	1 (2.1%)	0 (0.0%)	286 (16.6%)

(注) 「平成 30 年度 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」に基づき、当省が作成した。

資料 3-(1)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）＜抜粋＞

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

生徒指導に関する課題の解決に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ることが重要である。そのためには、まず、教育委員会がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動方針等を策定し、学校の教職員に対して周知することが重要である。

一方、生徒指導に当たっては、あくまでも校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要である。教員がいじめや問題行動、また、家庭環境などの問題を生徒指導に関する専門スタッフに任せきりにするようでは、かえって問題をうまく解決できないことも考えられる。

教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる。

また、特に、養護教諭は、児童生徒の心身に関わる変調のサインを把握しやすい立場にあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと養護教諭との連携・分担体制にも留意することが重要である。

(略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-② 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 (略)

第2節 SC及びSSWの職務内容等

(略)

1 SCの職務内容等

(1) SCの職務

SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で

何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等を行うことが求められる。さらに、SCは個々の児童生徒のみならず学校全体を視野に入れ、心理学的側面から学校アセスメントを行い、個から集団・組織にいたる様々なニーズを把握し、学校コミュニティを支援する視点を持つ必要がある。

① 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

(ア) 児童生徒及び保護者からの相談対応

(略)

(イ) 学級や学校集団に対する援助

(略)

(ウ) 教職員や組織に対するコンサルテーション

(略)

(エ) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

(略)

② 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

(略)

(ア) 児童生徒への援助

(略)

(イ) 保護者への助言・援助

(略)

(ウ) 教職員や組織に対するコンサルテーション

(略)

(エ) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

(略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第3節 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-③ 「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」（平成 25 年 4 月 1 日初等中等  
教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正）＜抜粋＞

1 事業の趣旨

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関（以下「学校等」という。）に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。

また、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、学校等（公立幼稚園を含む。）にスクールカウンセラー等を緊急配置する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

3 スクールカウンセラー等の選考

(1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

① 公認心理師

② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

③ 精神科医

④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。

① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

③ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

④ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、3(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。



資料 3-(1)-④ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 (略)

第2節 SC及びSSWの職務内容等

(略)

1 (略)

2 SSWの職務内容等

(1) SSWの職務

SSWは、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行う専門職である。スクールソーシャルワークとは、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行うことをいう。そのため、SSWの活動は、児童生徒という個人だけでなく、児童生徒の置かれた環境にも働き掛け児童生徒一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという特徴がある。SSWが担うべき職務は以下のとおりである。

① 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

(ア) 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け

(略)

(イ) 学校アセスメントと学校への働き掛け

(略)

(ウ) 児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）

(略)

(エ) 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

(略)

② 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

(略)

(ア) 児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントから見直しまで

(略)

(イ) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

(略)

(ウ) 自治体における体制づくりへの働き掛け

(略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

第3節 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑤ 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」(平成 25 年 4 月 1 日初等  
中等教育局長決定、30 年 4 月 1 日一部改正) <抜粋>

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

⑤ 教職員等への研修活動

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑥ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成 27  
年 12 月 21 日中央教育審議会) <抜粋>

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(略)

(1) (略)

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

(略)

(生徒指導上の課題解決のための「チームとしての学校」の必要性)

学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要である。

例えば、子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応していくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。

さらに、いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていることがある。校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。

(略)

(3) (略)

2. (略)

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

(略)

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i) 心理や福祉に関する専門スタッフ

生徒指導に関する課題の解決に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ることが重要である。そのためには、まず、教育委員会がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動方針等を策定し、学校の教職員に対して周知することが重要である。

一方、生徒指導に当たっては、あくまでも校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要である。教員がいじめや問題行動、また、家庭環境などの問題を生徒指導に関する専門スタッフに任せきりにするようでは、かえって問題をうまく解決できないことも考えられる。

教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる。

また、特に、養護教諭は、児童生徒の心身に関わる変調のサインを把握しやすい立場にあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと養護教諭との連携・分担体制にも留意することが重要である。

ア スクールカウンセラー

(略)

(成果と課題等)

(略)

(改善方策)

- ・ 国は、スクールカウンセラーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・ 国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・ 国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

イ スクールソーシャルワーカー

(略)

(成果と課題等)

(略)

(改善方策)

- ・ 国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
- ・ 国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する。
- ・ 教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有していない者をスクールソーシャルワーカーとして配置する際には、福祉の専門性を高めるような研修を実施する。
- ・ 国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

ii) ～iv) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑦ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節・第2節 (略)

第3節 学校及び教育委員会における体制の在り方

1 学校における教育相談体制の在り方

不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、SC及びSSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくりや教育相談コーディネーター役の教職員の配置等が求められる。

具体的な内容については以下のとおりである。なお、学校設置者である教育委員会は学校に

対し必要な支援を行う。

(1) 校長の役割

(略)

【学校内】

(ア)～(エ) (略)

(オ) 教職員への理解促進

SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要がある。チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要である。そのため校内研修を活用し、それぞれの専門性について理解を深めることが重要である。

なお、教員養成課程にSC及びSSWの専門性を理解することを含む科目を置くことも重要である。

SCやSSWの活用と両者への理解が進むことにより、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られると共に、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながる。

(カ) (略)

【学校外】 (略)

(2)・(3) (略)

2 教育委員会における支援体制の在り方

教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要がある。具体的な内容については以下のとおりである。

なお、教育委員会は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、担当指導主事及びスーパーバイザーを中心にその解決に向けて主体的に対応することが重要である。

【都道府県教育委員会】

(1)・(2) (略)

(3) SC及びSSWの職務の理解促進

SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、教頭(副校長)研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活用事例、模擬ケース会議等を取り入れることが重要である。また、両者の職務内容、活動事例等を取り入れた教育免許更新講習の開設を促進することも重要である。また、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会などあらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要がある。

(4)～(7) (略)

【市町村教育委員会】・【学校設置者としての教育委員会】 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑧ 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）（平成 29 年 1 月教育相談等に関する調査研究協力者会議）＜抜粋＞

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 総論

（略）

1 （略）

2 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

現在の学校には、教員が有している視点とは別の観点から児童生徒を見ることができる学校医・学校歯科医の配置のほか、心理の専門家である S C、福祉の専門家である S S W等が配置されつつある。

こうしたことから、関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議（スクリーニング会議）を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。なお、これらの会議には、校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、S C、S S W等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる。

また、こうした組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、S CやS S Wの役割を十分に理解し、初動段階のアセスメントや関係者への情報伝達等を行うコーディネーター役の教職員の存在が必要である。

さらに、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（答申）（平成27年12月中央教育審議会答申）や「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）等も踏まえ、地域及び福祉等関係機関との連携協働を図ることが必要である。

なお、これまで教員が行ってきた児童生徒への支援の全てをS C及びS S Wが担うということではなく、互いの職務を理解し、専門性を活かしながら協働することが重要である。

第2節・第3節 （略）

第3章 活動方針等に関する指針の策定

1 （略）

2 指針の策定

（略）

（参考：ケース会議）

解決すべき課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化（アセスメント）、支援策の検討（プランニング）又は見守りを通じた評価（モニタリング）や見直しを行う会議。

- ・構成員については、教育相談部会の構成員に加え、管理職、当該児童生徒に直接関わる教員等のほか、場合によっては児童生徒・保護者が参加することもある。

(会議開始前)

- ・会議開催日時の決定
- ・メンバーを決定
- ・ケース会議に諮る事案について、児童生徒に係る教職員等から把握した情報を資料としてまとめる。

(会議当日)

- ・守秘義務の確認
- ・議題に係る児童生徒の状況について説明（強みや長所といったポジティブな情報も説明する）
- ・共有した情報を元に、支援策について検討する。（具体的な目標を設定し、誰がいつまでに何をするかを決定する。）
- ・目標を踏まえ、次回のケース会議日を決定する。

※支援を開始した後、進行状況や効果等を検証し、必要に応じ支援策を修正、変更することが重要。

(注) 下線は、当省が付した。

### 資料 3-(1)-⑨ すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定）＜抜粋＞

#### Ⅱ ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

(略)

1・2 (略)

3 学びを応援

(略)

①～⑥ (略)

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(K P I)

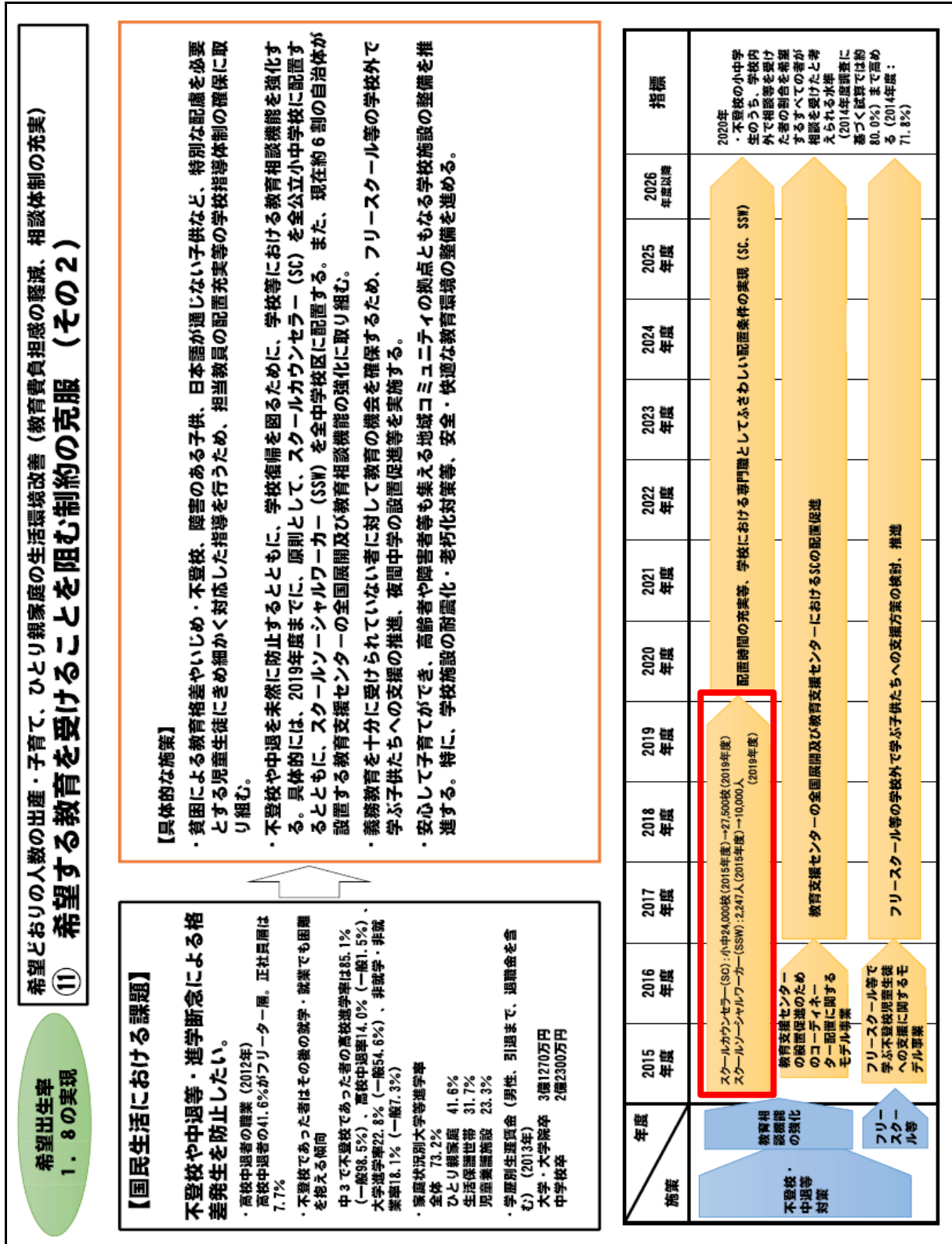
- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283 チーム）を増加させる。

⑧ (略)

4～6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。





(注) 1 「ニッポン一億総活躍プラン」から抜粋した。  
 2 枠線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑪ SC及びSSWに係る国の配置目標、配置実績及び相談実績（平成 29 年度末  
時点）

（単位：校、校区、%、人）

職種	国の配置目標	SC： 対象校数 SSW： 全中学校区数	配置実績			(参考) 相談実績		
			SC： 配置校数 SSW： 配置校区数	目標 達成率	(参考) 実人数	SC： 相談者数 SSW： 支援対象児童生徒数		
			a	b/a*100				
SC	令和元年度までに、全公立小・中学校（2万7,500校）に配置する。	27,500	23,391	85.1	H27	7,542	H27	2,981,313
					H28	8,471	H28	3,351,086
					H29	8,782	H29	3,510,247
SSW	令和元年度までに、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。	9,479	5,738 (2,700)	60.5	H27	1,399	H27	57,913
					H28	1,780	H28	75,170
					H29	2,041	H29	100,031

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 文部科学省によると、「配置実績」欄及び「(参考) 相談実績」欄の実績値は、SCは、「スクールカウンセラー等活用事業」及び「緊急スクールカウンセラー等活用事業」（平成27年度は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」）によるもの、SSWは、「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるものであり、地方公共団体の単独予算によるものを含まないとしている。

3 「配置実績」の「(参考) 実人数」欄には、高等学校、特別支援学校など小・中学校以外の学校で対応するSC及びSSWも含めた人数を記載している。

4 「(参考) 相談実績」欄には、高等学校、特別支援学校など小・中学校以外の学校の児童生徒についてSC及びSSWが対応した実績も含めて記載している。

5 SCについて

① 文部科学省によると、「国の配置目標」欄の「全公立小・中学校（2万7,500校）」とは、平成27年度の全公立小・中学校2万9,939校（小学校2万302校、中学校9,637校）から小規模（学校全体で5学級以下）の小学校2,427校を除いた学校数（2万7,512校）から算出したとしている。

② 「配置実績」欄及び「(参考) 相談実績」欄には、SCに準ずる者を含む。

③ 「(参考) 相談実績」欄には、児童生徒、保護者、教員等の相談者の合計数を延べ数で記載している。

6 SSWについて

① 文部科学省によると、「国の配置目標」欄の「全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」とは、全ての中学校区において少なくとも1校以上SSWの対応実績があるようにすることと定義している。

② 「配置実績」の「SSW：配置校区数」欄の「5,738」校区とは、全ての中学校区のうち、少なくとも1校以上SSWの対応実績がある中学校区数であり、カッコ内の「2,700」校区とは、中学校区内にある全ての学校において、SSWの対応実績がある中学校区数である。

③ 「(参考) 相談実績」欄には、支援対象児童生徒数を実人数で記載している。

資料 3-(1)-⑫ 「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱」（平成 25 年 3 月 25 日 文部科学大臣決定、30 年 4 月 9 日一部改正）＜抜粋＞

（交付の目的）

第2条 この補助金は、都道府県又は指定都市が、次に掲げる事項を行うため、多様な地域人材を配置する別表の事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的とする。

- (1) 学力向上を目的とした学校教育活動の支援
- (2) スクール・サポート・スタッフの配置
- (3) 中学校における部活動指導員の配置

別表（第2条及び第3条関係）

- (1) （略）
- (2) スクール・サポート・スタッフの配置

<u>補助事業の内容</u>	補助対象経費	補助金の額
<u>主として、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、卒業生の保護者など地域の人材を公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校（小学部・中学部）に都道府県又は指定都市が配置する事業（市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対し都道府県が間接補助する事業を含む。）</u>	左記の事業実施に要する経費のうち、次の経費 報酬・賃金・報償費（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。） 補助金・委託費（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助・委託するものに限る。）	補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。 （間接補助事業にあつては市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。）

- (3) （略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料 3-(1)-⑬ 「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」（平成 25 年 3 月 25 日初等中等  
教育局長決定、30 年 4 月 9 日一部改正）＜抜粋＞

別表2

スクール・サポート・スタッフ配置事業の補助対象経費の取扱いについて

1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、次のとおりとする。ただし、会議・研修の出席や地域人材の採用事務にかかる経費など、教員の負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

【補助対象経費】

- ① 報酬・賃金・報償費（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- ② 補助金・委託費（都道府県が市区町村に対して補助・委託するものに限る。）

2.・3.（略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会）〈抜粋〉

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

① (略)

② 教員以外の専門スタッフの参画

i)・ii) (略)

iii) 部活動に関する専門スタッフ

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている。また、部活動指導の充実については、生徒や保護者、地域の期待も高い。

その一方で、平成26年7月に日本体育協会が公表した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」によると、運動部活動の指導者について、担当教科が保健体育以外であり、担当している部活動の競技経験もない教員が中学校で45.9%、高校で40.9%という結果が出ている。

さらに、TALISでは、中学校教員の課外活動指導時間は、週7.7時間であり、参加国平均の2.1時間と比較すると、大幅に長いという結果が出ている。

なお、運動部活動の充実を図るに当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）を踏まえ、効果的、計画的な指導を進めていくことが重要である。

ア 部活動指導員（仮称）

（現状と課題等）

部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等の参画を得ていくことが重要であるが、部活動の指導者や顧問に関するルール等については、全国的な基準があるわけではなく、都道府県や競技種目によって異なっている。

今後、部活動を更に充実していくという観点から、教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職（部活動指導員（仮称））の在り方について検討する必要がある。

ただし、部活動の顧問の業務には、生徒に対する技術的な指導だけでなく、部活動に関する年間・月間活動計画の作成や部活動予算の調整、学校内外の顧問会議への出席等もあることから、部活動指導員（仮称）は、教員との連携・協力が不可欠である。

また、教育委員会は、部活動指導員（仮称）配置の効果が十分に上がるよう、学校の部活動指導の方針や計画等を踏まえ、具体的な配置を検討することが重要である。

部活動指導員（仮称）をはじめとする専門スタッフの参画に当たっては、特に、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応や責任体制などについて、十分な調整を行い、共通理解を得ながら進めることが大切である。

部活動については、児童生徒や保護者、地域の期待も高いことから、専門スタッフの参画に当たっては、事前に情報提供するなど、理解を得るよう努力することが重要である。

さらに、勝利至上主義的な指導とならないよう、また、学校教育の一環として行わ

れるよう、専門スタッフに対する研修を行うことが大切である。

(改善方策)

- ・ 国は、学校が、地域や学校の実態に応じ、部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する。
- ・ 教育委員会は、部活動指導員（仮称）の任用に際して、指導技術に加え、学校全体や各部の活動の目標や方針、生徒の発達段階に応じた科学的な指導等について理解させるなど必要な研修を実施することを検討する。
- ・ 上記のほか、国、教育委員会は、顧問教員を対象とした部活動における指導力向上のための研修を更に充実するとともに、受講の促進を図る。

iv) (略)

③ (略)

(2)・(3) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

### 資料 3-(2)-② 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）〈抜粋〉

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第七十九条の八 (略)

2 第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。

第一百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

2・3 (略)

第一百三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第一百四条第一項」とあるのは、「第一百三条第一項」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第一百三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条、第七十八条及び第七十八条の二の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条

から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-③ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部科学省初等中等教育局長通知) <抜粋>

第2 留意事項

1 部活動指導員の職務

(1) (略)

(2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営(会計管理等)
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

・生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

(3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記(2)にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。

(4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記(3)の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有

を行うなど、連携を十分に図ること。

2 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること。

(略)

3～7 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-④ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）〈抜粋〉

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

ウ～オ (略)

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア (略)

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ～カ (略)

2 (略)

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日



曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- エ・オ （略）

4・5 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-⑤ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）（平成 30 年 3 月 19 日付け 29 ス庁第 649 号スポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長及び文化庁次長通知）〈抜粋〉

#### 6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定を進める予定です。

（注） 1 下線は、当省が付した。

2 通知の宛名は、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長等である。

資料 3-(2)-⑥ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁）

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 文化部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

ウ～オ (略)

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア (略)

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ～カ (略)

2 (略)

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 都道府県は、1(1)に掲げる「文化部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ・オ (略)

4・5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(2)-⑦ 部活動指導員の配置促進事業に係る文部科学省令和元年度予算（案）

補習等のための指導員等派遣事業

○中学校における部活動指導員の配置 10億800万円（5億400万円）

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援。（1,500校→3,000校）

＜指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材＞（4,500人→9,000人）

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

- ・実施主体：学校設置者（主に市町村）
- ・負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（指定都市にあつては国1/3、指定都市2/3）

（注） 「2019年度予算（案）主要事項」（平成31年1月文部科学省）に基づき、当省が作成した。

資料 3-(2)-⑧ 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱（平成25年3月25日文部科学大臣決定）＜抜粋＞

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の設置者が、<u>中学校において、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で次の事項を満たしている事業</u></p> <p>(1) <u>実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「部活動ガイドライン」という。）を遵守しているこ</u></p>	<p>左記の事業に要する経費のうち、次の経費（報酬・賃金・報償費（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）を含む。）</p> <p>補助金（都道府県が市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。）に対して補助するものに限る。）</p>	<p>都道府県が、域内の市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務総合を含む。以下同じ。）の実施する補助対象事業に対して補助する場合には、各市区町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。ただし、当該都道府県が補助する額を上限とする。</p> <p>都道府県又は指定都市が補助対象事業を実施する場合には、補助対象経費の1/3以内の額（千円未満切捨て）とする。</p>

<p>と。※</p> <p>(2) <u>部活動指導員を配置する部活動に限らず中学校全体においても、部活動ガイドラインを遵守していること。</u>※</p>		
<p>※ 文化部活動においても、運動部活動に準じた取扱いを行っていること。</p>		
<p>(注) 下線は、当省が付した。</p>		

資料 3-(4)-① 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号文部科学事務次官通知）〈抜粋〉

第一・第二 （略）

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（改正法第 3 条）

1 （略）

2 留意事項

今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあって、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである。

なお、今回の改正により、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

また、学校教育法第 37 条第 14 項は同法第 28 条、第 49 条、第 49 条の 8、第 62 条、第 70 条第 1 項、第 82 条、第 114 条及び第 123 条において準用されており、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の事務職員の職務についても、本改正の対象となっていること。

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第 4 条）、同法律施行令の一部改正（改正令第 3 条）並びに同法律第 47 条の 6 第 1 項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令

(1) 共同学校事務室

1 （略）

2 留意事項

① 学校事務の共同実施は、現在でも各教育委員会における自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られるところであるが、実施に当たっての権限・責任関係が明確でない、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であるといった課題がある。

この度の共同学校事務室（以下「事務室」という。）の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室での OJT の実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化が期待されること。

② 事務室の設置に当たっては、事務室を置く学校及び事務の共同処理を行う学校名、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲等について、教育委員会規則で定めること。

③ 事務室の室長及び職員は、事務の共同処理を行う学校の事務職員をもって充てることと

しており、学校の事務職員として任用されていることを前提としたものであること。具体の発令方法については、事務室を設置する教育委員会の規則等に基づいて行うこと。

④～⑥ (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(4)-② 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会）＜抜粋＞

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

(1) (略)

(2) 検討の視点

① (略)

② 学校の組織運営体制の在り方の見直し

(略)「チームとしての学校」という理念の下、事務職員の職務規定を「事務をつかさどる」と見直し、共同学校事務室を位置づけるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が新たに学校の職に位置づけられ、多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が学校の教育活動に参画する機会が増えつつある。

教師が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できる体制を整えるためには、教師の業務の見直しのみならず、「チームとしての学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図りながら、校長・副校長・教頭の多忙についても解消する必要がある。

(略)

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

(1) (略)

(2) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

① (略)

② 教育委員会等が取り組むべき方策

○ これまで以上に、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の参画が求められており、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画することが必要となっている。このため、採用から研修等を通じた事務職員のキャリア形成の中で、事務職員の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めるべきである。また、勤務の実情を踏まえつつ、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室の活用や、庶務事務システムの導入等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めるべきである。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3-(4)-③ 平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果＜  
抜粋＞

問1(1)B：事務職員の校務運営への参画の推進について(複数回答可)			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,719)
① <u>学校事務の共同実施を実施</u> している。	18 (38.3%)	14 (70.0%)	1,096 (63.8%)
② (略)	(略)	(略)	(略)
③ <u>事務職員の標準職務例等</u> を示している。	17 (36.2%)	15 (75.0%)	200 (11.6%)
④ <u>標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。</u>	15 (31.9%)	11 (55.0%)	312 (18.2%)
⑤・⑥ (略)	(略)	(略)	(略)
⑦特に取り組んでいない。	3 (6.4%)	0 (0.0%)	352 (20.5%)

(注) 「平成 30 年度教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果」に基づき、当省が作成した。